

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	栃木市下水道条例に違反した者等に対する過料
根拠法令等及び条項	栃木市下水道条例第46条
	根拠条項 栃木市下水道条例第46条
	参考事項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者</p> <p>(1) 第5条の規定による排水設備等の計画の確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者</p> <p>(2) 第6条の規定に違反して指定工事店でないのに排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って第8条第1項の規定による工事完了届出を同項に規定する5日以内に行わなかった者</p> <p>(4) 第9条に規定する改善命令に違反した者</p> <p>(5) 第11条又は第12条の規定に違反して除外施設を設けなかった使用者</p> <p>(6) 第13条の規定による除外施設の設置等の届出を怠った者</p> <p>(7) 第25条の規定による、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から提出を求められることができる資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(8) 第33条第2項の規定による原状回復指示に従わなかった者</p> <p>(9) 条例の規定による申請書若しくは図書、届出書、申告書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>2 処分内容</p> <p>5万円以下の過料</p>